

神戸市消費者苦情処理審議会運営要領

(平成12年7月27日神戸市消費者苦情処理審議会決定 最終改正：平成27年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則（昭和49年7月規則第82号。以下「審議会規則」という。）で定めるもののほか、審議会規則第9条の規定に基づき、神戸市消費者苦情処理審議会（以下「審議会」という。）の議事手続、組織及びその他運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 審議会は、神戸市民の暮らしをまもる条例（平成17年4月条例第2号）第54条第1項に定める審議会の所掌事務に関し、市長から諮問を受け、意見を求められ、又は付託されたときに開催する。

(事情の聴取)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会に消費者、事業者その他関係のある者の出席を求め、事情の聴取を行うことができる。

2 審議会に委員以外の者が出席を希望するときは、会長が審議会に諮って出席の可否を決める。

(部会の設置)

第4条 審議会の運営を円滑に行うため、専門的な検討を行う場合など必要に応じて審議会に部会を設置することができる。

2 前項に規定する部会の設置については、審議会の各委員の同意を得るものとする。

(部会の組織及び任期、臨時委員の設置)

第5条 部会は、審議会の委員のうち若干名及び臨時委員で組織する。その場合、臨時委員は部会の委員数の半数を超えないものとする。

2 部会の委員は、必要な範囲で期間を定め、審議会の各委員の同意を得て会長が指名する。

(あっせん、調停)

第6条 あっせん又は調停を行う場合は、部会がこれに当たり、審議、調査の後あっせん又は調停案を作成する。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、審議の内容が次のいずれかに該当する場合は非公開とする。

ア 特定の個人が識別され、又は識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められるもの。

イ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該事業者又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。

ウ 公にすることにより、本市又は国若しくは他の地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生じると認められるもの又は国等との協力関係若しくは信頼関係を損なうと認められるもの。

エ 第三者から公にしないことを条件として、任意に提供された情報であって、公にすることにより当該第三者との協力関係又は信頼関係を損なうと認められるもの。

オ 公にすることにより、人の生命、身体、健康又は財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの。

カ 法令又は条例により、公にしない旨を定めているもの。

附 則

この要領は、平成12年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。